

## 一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日（3カ年）
2. 目的 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と子育ての両立及び雇用環境の整備により、職員全員が働きやすい職場環境を作ることを目指す。

### 【目標1】

男性職員の育児休業取得を促進するための措置の継続実施

- ①対象となる男性職員1人以上の育児休業取得
- ②男性職員に対する、本制度の理解及び具体的活用に向けた十分な情報提供

（対策）

- ①職員への制度主旨、関係法令の理解促進を通じて、権利義務の認識を高める。
- ②労務管理を担う役職職員に対し、制度促進に向けた必要な研修を実施する。
- ③社会保険労務士による活動促進支援の充実
- ④社内掲示、社内ネットワーク（PC）を活用し、職員への周知を行う。

### 【目標2】

年次有給休暇取得促進のための措置の継続実施

- ①一人当たりの年次有給休暇間7日以上取得。

（対策）

- ①有休休暇取得状況の3ヶ月毎確認と勤務表作成者への結果情報の提供
- ②目標未達成見込者への年次有給休暇計画的付与の労使協議の促進

### 【目標3】

育児・介護休業の適正な取り扱い等、法令改正への完全対応

（対策）

- ①改正法の理解促進に向けての職員への情報提供
- ②社会保険労務士による促進支援への取組の充実